

改正

平成19年3月23日訓令第15号

平成21年6月30日訓令第14号

佐久市建設工事等入札制度検討委員会規程

(設置)

**第1条** 市の発注する建設工事の請負及び建設工事に係る測量、調査、設計等の委託に係る入札制度の改善を図るため、佐久市建設工事等入札制度検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

**第2条** 委員会は、次の事項を審議する。

(1) 入札制度の改善に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、入札制度に係る重要事項に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充て、委員は、職員のうちから市長が任命する。

(委員長の職務)

**第4条** 委員長は、会務を総理する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成により決するものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、審議事案に係る職員を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 特別の事由がある場合は、第1項の規定にかかわらず、持ち回り審議をもって会議に代えることができる。この場合においては、過半数の委員の決裁を得るものとする。

(報告)

**第6条** 委員長が必要と認めるときは、審議の結果を市長に報告するものとする。

(幹事)

**第7条** 委員会に幹事を置く。

2 幹事は、委員長の命を受け、委員会に付議する事項で、あらかじめ研究及び調整を必要とする事案について、調査及び検討を行う。

3 幹事長は、契約課長をもって充て、幹事は、課長等の職にある者のうちから市長が任命する。

4 幹事長は、必要があると認めるときは、当該事案に係る職員を幹事の会議へ出席させ、説明又は意見を求めることができる。

5 幹事長は、調査及び検討の結果を委員長に報告しなければならない。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、企画部契約課において処理する。

(委任)

**第9条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日訓令第15号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月30日訓令第14号）

この規程は、訓令の日から施行する。